

産前産後休業期間中の掛金・ 負担金が免除されます。

— 平成 26 年 4 月 1 日施行 —

平成 26 年 4 月 1 日から、産前産後休業期間中の掛金・負担金が免除されることになりました。組合員からの申出により、「産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間」掛金・負担金の免除が行われます。申出方法などの詳細は 4 月号でお知らせいたします。

(掛金・負担金免除イメージ)

